

長崎県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱

平成21年5月21日 告示第10号

平成27年8月 5日 告示第19号

最終改正 令和 4年7月 8日 告示第 7号

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第11号）に定める保険料（以下「保険料」という。）の滞納者で、当該未納保険料の納付に協力が得られない被保険者に対して、有効期限の短い被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）の交付を行い、納付相談・納付指導等を通じ後期高齢者医療制度の理解を求めることにより、被保険者間の負担の公平を図るとともに未収保険料の収入を確保し、もって本県後期高齢者医療事業の健全な運営に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 短期被保険者証の交付対象者は、被保険者証の更新時期において、前年度分以前の保険料に6期以上の滞納がある被保険者とする。ただし、納付相談や分納誓約により完納が見込まれる者は、この限りではない。

2 前項本文の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合は、5期以下の滞納がある被保険者であっても交付対象者としてすることができる。

(交付対象者の決定及び交付)

第3条 広域連合長は、前条の規定に基づき市町が抽出した者を短期被保険者証の交付対象者として決定する。

2 交付対象者のうち、被保険者証の有効期限までに、市町における納付指導等に応じない者又は納付指導等に応じても完納が見込まれない者に対し、広域連合長は短期被保険者証を交付する。

(更新)

第3条の2 短期被保険者証の交付を受けた者のうち、その有効期限までに、市町における納付指導等に応じない者又は納付指導等に応じても完納が見込まれない者に対し、広域連合長は新たな有効期限を記した短期被保険者証を交付する。

(有効期限)

第4条 短期被保険者証の有効期限は、交付後の10月31日、1月31日、4月30日及び7月31日のいずれかとし、有効期間は3箇月を超えないものとする。

(被保険者証の交付)

第5条 交付対象者又は短期被保険者証の交付を受けた者が滞納している保険料を完納したとき、又は分納誓約等を誠実に履行し完納が見込まれるときは、広域連合長は、短期被保険者証に替えてその被保険者に対し被保険者証を交付するものとする。

(被保険者資格の再取得に関する短期被保険者証の取扱い)

第6条 短期被保険者証の交付を受けていた者が、後期高齢者医療の資格を喪失し、再び後期高齢者医療の資格を取得したときにおいて、なお滞納がある場合は、広域連合長は、引き続き短期被保険者証を交付するものとする。広域内他市町へ転出し、再び同一市町へ転入したときも同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、短期被保険者証の交付に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、告示の日から施行する。

(令和4年度の有効期限に関する特例措置)

第2条 令和4年度の有効期限に関する第4条の規定の適用については、第4条中「10月31日、1月31日、4月30日及び7月31日」とあるのは、「9月30日、10月31日、1月31日、4月30日及び7月31日」とする。

附 則 (平成27年8月5日告示第19号)

この要綱は、平成27年8月5日から施行する。

附 則 (令和4年7月8日告示第7号)

この要綱は、告示の日から施行する。